

平成 2 2 ・ 2 3 年度

富岡市が発注する調査・測量・コンサルタント等
競争入札参加資格審査申請（随時申請）のしおり

富岡市契約検査課

富岡市が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務の入札に参加する者は、入札参加の資格審査を受け、資格を有すると認定された者でなければなりません。

平成18年1月から「ぐんま電子入札共同システム」の稼働に伴い、入札参加資格審査申請はインターネットを利用した電子申請となっています。

「ぐんま電子入札共同システム」とは

群馬県と県内12市8町が、入札の透明性・客観性・競争性の向上、併せて入札参加資格審査申請の利便性向上を図るために「群馬県CALS/EC市町村推進協議会」が共同開発・共同運用しているシステムです。

この協議会に参加している自治体への申請は、一度の申請で複数の自治体に申請できます。

なお、システムを共同利用している市町は下のとおりです。

ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加市町（平成22年3月現在）				
前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市
沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市
安中市	みどり市	吉岡町	下仁田町	玉村町
板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町

申請に係る添付書類については、各自治体により取り扱いが異なります。必ず申請を希望する自治体に確認してください。

1 平成22・23年度調査・測量・コンサルタント等入札参加資格審査申請について

平成22・23年度の富岡市が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に関する一般競争入札及び指名競争入札への入札参加資格の認定を希望する者は、次ページからの手続きに従って申請を行って下さい。

申請することができない者

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。

地方自治法施行令 第167条の4 第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
(被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではありません)

地方自治法施行令 第167条の11 第1項
第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

(2) 納付すべき税が未納の者。

(3) 登録を要する業種について、当該登録等を行っていない者。
次に業種については、登録が必要となります。

1級・2級建築士事務所、測量業者、計量証明、不動産鑑定業者、作業環境測定機関、気象予報士、土地家屋調査、司法書士

(4) 入札参加希望業種について、登録していない、かつ過去10年間の受注実績がない者
(申請がなされても認定しません。)

申請にあたっての注意事項

(1) 基準日 申請日の属する月の1日

(2) 申請にあたっては、本しおり及び「建設コンサル入札参加資格申請入力の手引き」を熟読のうえ、申請書類の漏れや入力誤り等のないように十分に注意してください。

(3) 申請及び添付書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格を受けた者は、その資格を取り消します。

(4) 法人が申請する場合は、申請の単位は法人単位となります。受任者(支店・営業所)単位での申請は受け付けません。

入札、契約について営業所、支社等に委任する場合は、システム内の「営業所情報入力」において受任者となる営業所、支社等を登録したうえで、「個別情報登録」において、委任の状況を登録してください。

なお、委任をする場合は、入札参加を希望する県市町へ別途委任状を送付してください。

1 申請にあたって

(1) 申請の方法

インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトにアクセスし、競争入札参加資格申請受付システムから、入札参加申請を行います。

申請にあたり、ICカード、カードリーダーは必要ありません。

(ぐんま電子入札共同システムポータルサイト：<https://portal.g-ebid.e-gunma.lg.jp/>)

ぐんま電子入札共同システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。以下は推奨仕様です。

(詳細はこちら<https://portal.g-ebid.e-gunma.lg.jp/readme.htm>)

パソコン【推奨仕様】	Windows2000(SP4)、WindowsXP(SP2、SP3)の場合 C P U : Pentium 800MHz以上 メモリ : 256MB以上 Webブラウザ : Internet Explorer 6 Internet Explorer 7 (XPのみ) WindowsVista(SP1)の場合 C P U : Core Duo 1.6GHz以上 メモリ : 1GB以上 Webブラウザ : Internet Explorer 7 (Windows 7、Macintoshには対応していません) (Internet Explorer 8には対応していません)
インターネット接続回線 (インターネットプロバイダへの加入)	専用回線 : 128kbps～ ADSL回線 : 1.5Mbps～(推奨) 光ファイバ回線 : 10Mbps～

(2) 受付期間

平成22年4月1日(木)から【土・日・祝日は除く】

受付時間 9:00～19:00

(3) 資格の有効期間

資格認定日～平成24年3月31日まで

(4) 審査の結果

入札参加資格の認定通知は、申請時に登録していただいたメールアドレスに送信されます。

認定通知は資格認定日に送られますので、ご承知おきください。

認定内容は、「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」にアクセスし、「入札情報公開サービス」から確認することができます。

(5) 登録情報の公開

入札参加資格が認定された方の名簿は、インターネット上で公開しますので、あらかじめご了承ください。なお公開される情報は、以下のとおりです。

a 本社又は委任先営業所の基本情報(商号又は名称・所在地・代表者氏名・電話番号)

b 入札参加希望業種

(6) 問い合わせ先

この申請に関し不明な点等がありましたら下記までお問い合わせください。

・入札参加資格審査に関して
富岡市役所 財務部 契約検査課 契約係 (TEL 0274-62-1511)

・電子申請の方法、共通添付書類に関して
ヘルプデスク (TEL 0570-000899) 【ナビダイヤル】

ご利用の際は、こちら<https://portal.g-ebid.e-gunma.lg.jp/inquiry.htm>もご覧ください。

2 申請の手順

(1) 申請の単位

申請は、法人（個人）単位です。支店・事業部門間で事前に調整を行い、二重申請とにならないように注意してください。

(2) 申請の流れ

申請にあたっては、次の順序で手続きを進めてください。

申請を行う際は、別に用意する「建設コンサル入札参加資格申請入力の手引き」をご覧ください、入力間違いが無いよう気を付けてください。

1 頁目に記載された群馬県他 20 市町において、いずれかの自治体から「平成 20・21 年度入札参加資格」の認定があった業者の方
「本登録を行う」からの作業となります

予備登録を行う

「競争入札参加資格申請受付システム」の「予備登録（パスワードの請求）」から登録を行ってください。

予備登録を確認した時点で、群馬県 C A L S / E C 市町村推進協議会（以下「協議会」という。）より「ID / パスワード通知書」（入札参加資格申請用、入札用の 2 種類）が郵送されます。

- 1 予備登録では、本店の内容を入力して頂きますので、郵送先は本店となります。
- 2 上記通知書の発送は、登録後 3 日程度かかりますので、ご承知おきください。

本登録を行う

「競争入札参加資格申請受付システム」の「ログイン（登録申請）」から申請してください。

申請にあたっては、「入札参加資格申請用」の ID / パスワードを使用します。

本登録申請が完了すると、申請時に登録したメールアドレスに協議会から「申請受付確認」メールが送信されます。

- 1 初めてログインする際には、パスワードの変更を求められます。
- 2 既にログインをしたことがある方も、パスワードの有効期限は 6 か月となっていますので、有効期限が到来すると、パスワードの変更を求められます。
- 3 パスワードが不明な方や紛失した方は、「パスワード再発行申立書」をお送りください。（様式はこちら<https://portal.g-ebid.e-gunma.lg.jp/download/password-reissue.doc> からダウンロードできます。）

添付書類を郵送する

本登録申請を入力すると同時に、添付書類を郵送してください。

添付書類には「共通添付書類」と「個別添付書類」があります。

- 1 郵送する添付書類については、次頁の「3 添付書類について」をご覧ください。
- 2 申請内容等に誤りがあった場合などには、問い合わせをさせて頂くことがありますので、必ず添付書類の控えを保管しておいてください。

本登録の内容の審査（協議会が行う作業です）

本登録された内容と、添付書類の内容などを協議会が審査します。添付書類に不足が無く、

申請の内容と添付書類の内容に不一致が無い場合は、申請を受理します。

協議会が申請の受理を行うと、申請時に登録したメールアドレスに協議会から「受理完了」メールが送信されます。

添付書類に不足があった場合、申請内容と添付書類の内容に不一致があった場合は、申請の受理を保留します。申請の受理が保留された場合は、申請時に登録したメールアドレスに協議会から「受理の保留」メールが送信されますので、不足する書類の送付または申請内容の修正を行ってください。

入札参加資格申請の認定（各自治体が行う作業です）

申請の受理が完了すると、申請のデータが各自治体に送付されます。個別添付書類及び申請の内容を各自治体において確認し、入札参加資格の認定作業を行います。

入札参加資格の認定作業が完了すると、申請時に登録したメールアドレスに各自治体から「認定完了」メールが送信されます。

3 添付書類について

(1) 添付書類の提出方法等

添付書類は「共通添付書類」と「個別添付書類」の2種類があります。
詳細については、次頁以降をご覧ください。

個別添付書類

個別添付書類とは、自治体が個別に必要としている書類で、送付先は各自治体となります。
以下は、富岡市の個別添付書類についての説明ですので、富岡市以外自治体の個別添付書類については、各自治体へ確認してください。

富岡市の個別添付書類

委任状（契約等の権限を代理人に委任する場合のみ提出してください。）1部
様式はこちら（任意の様式でも可）

<http://www.city.tomioka.lg.jp/municipal/004/doc/ininnjyounyuusatsumankasikaku.doc>

提出時期

本登録申請入力と同時に提出してください。

送付先

〒370-2392 群馬県富岡市富岡1460-1
富岡市役所 財務部 契約検査課 契約係 あて

郵送の際には、封筒に朱書きで「富岡市建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請個別添付書類在中」と明記し送付してください。

共通添付書類

共通添付書類とは、参加自治体が共通で必要としている書類です。
複数の自治体に申請しても、書類の提出は1部だけで結構です。

提出時期

本登録申請入力と同時に提出してください。

提出にあたって

- ・全ての書類をA4サイズにし（証明書原本を除く）、左上一か所をホチキス等で留めてください。
- ・ID/パスワードをお持ちでない方は、80円切手を必ず同封してください。
（ID/パスワード通知書の郵送分です）
（「平成20・21年度入札参加資格」の認定があった方は切手の同封は不要です）

送付先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県県土整備部監理課内 群馬県CALIS/EC市町村推進協議会

郵送の際には、封筒に朱書きで次のとおり明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず郵便書留で送付してください。

なお、受付窓口はありませんので、持参されても受け付けることはできません。

「ぐんま電子入札共同システム建設コンサルタント等入札参加資格審査申請（新規）
共通添付書類在中」

その他

提出された申請書類（切手も含む）は返却出来ませんので、提出される際はお間違えのないようご注意ください。

提出にあたっては必ず、ぐんま電子入札共同システム ポータルサイト内の「入札参加申請サービス」（<https://portal.g-ebid.e-gunma.lg.jp/ebid/application.htm>）にアクセスしていただき、御確認のうえ、書類を用意してください。

(2) 富岡市の個別添付書類について

- 1 個別添付書類については、下の宛先まで郵送してください。
〒370-2392 群馬県富岡市富岡 1 4 6 0 - 1
富岡市役所 財務部 契約検査課 契約係 あて
- 2 郵送の際には、封筒に朱書きで「富岡市建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請**個別添付書類**在中」と明記し送付してください。
- 3 送付票の様式はありませんので、書類のみ送付してください。

個 別 添 付 書 類	
委任状	(契約等の権限を代理人に委任する場合のみ提出してください。)
1	委任期間は、申請日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとしてください。
2	様式はこちらからダウンロードできます。(任意様式可)
	http://www.city.tomioka.lg.jp/municipal/004/doc/nyuusatuininjyo.pdf (PDF 版)
	http://www.city.tomioka.lg.jp/municipal/004/doc/ininnjyounyusatusannkasikaku.doc (Word 版)

(3) 共通添付書類について

共通添付書類については、下の宛先まで郵送してください。

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県県土整備部監理課内 群馬県CALS/ECS市町村推進協議会

- 1 郵送の際には、封筒に朱書きで次のとおり明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず郵便書留で送付してください。

なお、受付窓口はありませんので、持参されても受け付けることはできません。

「ぐんま電子入札共同システム建設コンサルタント等入札参加資格審査申請（新規）共通添付書類在中」

- 2 新規、継続の別を封筒表面にわかりやすく記載してください。
- 3 ぐんま電子入札共同システムのID/パスワードを持っていない方は、「ID/パスワード通知書」返送用として、80円切手を同封してください。

共通添付書類

綴り方：証明書等の原本提出のもの以外をA4サイズにそろえて、表紙に「送付票」を、二枚目に「添付書類送付票」を、その下に ~ の書類（該当する書類のみ）をまとめ、左上一か所をホチキスで留めてください。

送付票「平成22・23年度入札参加資格申請添付書類送付票（建設コンサル用）」

様式はこちらからダウンロードできます。

https://portal.g-ebid.e-gunma.lg.jp/application/form/send_consul_22.xls

添付書類送付票「ぐんま電子入札共同システムの入札参加資格申請に係る共通添付書類の送付について（建設コンサル用）」

- 1 押印する箇所がありますので、必ず押印してください。

- 2 様式はこちらからダウンロードできます。

https://portal.g-ebid.e-gunma.lg.jp/application/form/attach_consul_22.doc

納税証明書【国税】

（申請日の前月1日以降に発行されたもので、原本を添付してください。）

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
国税官署（税務署）発行の「その3の3」様式

個人の場合：所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書
国税官署（税務署）発行の「その3の2」様式

納税証明書【都道府県税】

（申請日の前月1日以降に発行されたもので、原本を添付してください。）

（県内業者）最寄りの県税事務所発行の「第45号の3」様式（完納証明書）
（県外業者）本店及び委任先営業所が所在する都道府県の完納証明書（未納のない証明）

- 1 群馬県以外の都道府県で完納証明が発行できない場合は、以下の税目に対する滞納が無いことを証明する納税証明書を直近2か年度分提出してください。

法人の場合：法人の県（都道府）民税、法人の事業税
個人の場合：個人の事業税

- 2 県外業者の提出の例

例1 本店が東京都で委任先営業所が無い場合

東京都税の完納を証明する納税証明書が必要です。

例2 本店が東京都で、埼玉県に所在する営業所に委任する場合

東京都税と、埼玉県税の完納を証明する納税証明書が必要です。

例3 本店が埼玉県で、群馬県内の営業所に委任する場合

埼玉県税と、群馬県税の完納を証明する納税証明書が必要です。

- 3 市町のみ申請される場合は、都道府県税の納税証明書は必要ありません。

- 4 課税実績が無い場合は、課税実績が無いことを証明する納税証明書を提出してくだ

さい。自治体によっては、課税実績が無い場合にも完納証明書が発行される場合や、非課税証明書等の名称で、課税が無い証明書を発行している場合があります。
課税が無いことを証明する証明書が発行できない場合は、納税証明書の代わりに課税実績が無い旨の申出書を提出してください。申出書の様式は自由様式としますが、課税実績が無い理由も記載してください。

納税証明書【市区町村税】 市町にも同時に申請する場合のみ
(申請日の前月1日以降に発行されたもので、原本を添付してください。)

本店及び委任先営業所が所在する市区町村税の完納証明書(未納のない証明)

- 1 市区町村において完納証明が発行できない場合は、以下の税目に対する滞納が無いことを証明する納税証明書を直近2か年度分提出してください。
法人の場合：固定資産税、市区町村県民税(特別徴収分)、軽自動車税、法人市民税
個人の場合：固定資産税、市区町村県民税、軽自動車税、国民健康保険税
- 2 提出の例
例1 本店が群馬県前橋市で委任先営業所が無い場合
前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。
例2 本店が埼玉県さいたま市で、群馬県前橋市に所在する営業所に委任する場合
さいたま市税と前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。
例3 本店が群馬県高崎市で、群馬県太田市に所在する営業所に委任する場合
高崎市税と、太田市税の完納を証明する納税証明書が必要です。
- 3 群馬県のみ申請される場合は、市区町村税の納税証明書は必要ありません。
- 4 東京23区の場合は、以下の税目に滞納が無いことを証明する納税証明書を直近2か年度分提出してください。
(法人の場合)固定資産税、法人都民税、軽自動車税
(個人の場合)固定資産税、住民税(特別区民税、都民税)、軽自動車税
- 5 課税実績が無い場合は、課税実績が無いことを証明する納税証明書を提出してください。自治体によっては、課税実績が無い場合にも完納証明書が発行される場合や、非課税証明書等の名称で、課税が無い証明書を発行している場合があります。
課税が無いことを証明する証明書が発行できない場合は、納税証明書の代わりに課税実績が無い旨の申出書を提出してください。申出書の様式は自由様式としますが、課税実績が無い理由も記載してください。

登記事項証明書 法人の場合のみ
(申請日の前月1日以降に発行されたもので、原本を添付してください。)

法務局が発行したもので、原本を添付してください。

身分証明書 個人の場合のみ
(申請日の前月1日以降に発行されたもので、原本を添付してください。)

本籍のある市区町村が発行したもので原本を添付してください。
(自動車運転免許証やパスポートのことではありません。)

直近の決算に係る財務諸表(2か年度分) 法人の場合のみ

- 1 様式は任意ですが、申請者が自ら作成している直近2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書または利益処分(損失処理)計算書としてください(税抜き、税込みの別を記載してください)。
- 2 連結決算を行っている会社の場合も、単独決算の財務諸表を提出してください。
- 3 事業開始後に1度も決算を行っていない場合(営業期間が1年未満の場合)は、財務諸表の添付は不要です。
- 4 2期目の決算を行っていない場合は、1期目の財務諸表のみ添付してください。

確定申告書(2か年分) 個人の場合のみ

直前2か年分の青色申告書(写)または白色申告書(写し)

登録証明書（写） 該当する場合のみ
申請日時点で有効なものを提出してください。

- 1 a～jまでに掲げる各登録官署が発行する登録証明書等としてください。なお、このうち、a～fについては、法律で有効期間が5年間と定められているため、申請時に有効な登録を受けた証明書を提出してください。
 - a 測量業者・・・測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定により登録を受けている者。
 - b 建築士事務所・・・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けている者。
 - c 建設コンサルタント・建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により登録を受けている者。
 - d 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定により登録を受けている者。
 - e 補償コンサルタント・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定により登録を受けている者。
 - f 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定により登録を受けている者。
 - g 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定により登録を受けている者。
 - h 司法書士・・・司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条の規定により登録を受けている者。
 - i 計量証明事業・・・計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により登録を受けている者。
 - j その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等をその他欄に記載してください。
- 2 建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けている場合は「部門」が明記されているものに限り、

技術者に関する免許及び健康保険証の写し 県内業者のみ

- 1 登録する技術者全員に関する免許の写しと、その技術者の健康保険証の写し（社会保険事務所に提出している「被保険者標準報酬決定通知書」の写しでも可。（給料月額部分は削除していただいて構いません。））を提出してください。
- 2 技術者に関する免許の写しは登録に係るもののみの提出。

I S O 9 0 0 0 シリーズ登録証（写し）、I S O 1 4 0 0 0 シリーズ登録証（写）
該当する場合のみ

- 1 財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行した登録証の写しを提出してください。
なお、付属書が発行されている場合は、付属書についても併せて提出してください。
- 2 登録証は、申請日の属する月の1日時点で有効なもので、初回登録日、更新日（更新している方）及び有効期限が記載されているものが必要です。
なお、日付の記載がない場合は、別途、審査機関が発行した上記の日付が明記された証明書を提出してください。
- 3 申請業種で認定されたものに限り、
- 4 本社または委任先営業所で認定されたものに限り、
- 5 日本語で作成されているもの。
（英語等の日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。）

以下の書類は郵送ではありません。

電子ファイルで作成し、本登録の際にシステム内で指定の場所に添付してください。

(詳しくはぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「入札参加申請にかかる入力の手引き」を御覧ください)

測量等実績調書

- 1 様式は別記様式第1号です。
- 2 作成にあたっての審査基準日は申請日の属する月の1日です。原則として審査基準日の直前2年間分の実績としますが、当該期間に実績がない場合は、過去10年間の実績を記載してください。
- 3 入札参加資格申請における業種毎に作成してください。
- 4 実績がない場合は、認定されません。

技術者経歴書

- 1 様式は別記様式第2号です。
- 2 審査基準日現在における技術者を記載してください。

4 業種区分

業 種	登録部門	希望部門	登録の要否	
測量	測量業者	測量一般	要	
		地図の調整		
		航空測量		
建築関係 建設コンサルタント業務	1級建築士事務所	建築一般	要	
	2級建築士事務所			
			意匠	
			構造	
			暖冷房	
			衛生	
			電気	
			建築積算	
			機械積算	
			電気積算	
			工事監理（建築）	
			工事監理（電気）	
			工事監理（機械）	
			調査	
耐震判断				
地区計画及び地域計画				
土木関係 建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋	河川・砂防及び海岸・海洋		
	港湾及び空港	港湾及び空港		
	電力土木	電力土木		
	道路	道路		
	鉄道	鉄道		
	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道		
	下水道	下水道		
	農業土木	農業土木		
	森林土木	森林土木		
	水産土木	水産土木		
	廃棄物	廃棄物		
	造園	造園		
	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画		
	地質	地質		
	土質及び基礎	土質及び基礎		
	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート		
	トンネル	トンネル		
	施工計画・施工設備及び積算	施工計画・施工設備及び積算		
	建設環境	建設環境		
	機械	機械		
	電気電子	電気電子		
			交通量調査	
			環境調査	
			経済調査	
			分析・解析	
			宅地造成	
			電算関係	
計算業務				
資料等整理				
施工管理				

地質調査	地質調査	地質調査	
補償関係コンサルタント	土地調査	土地調査	
	土地評価	土地評価	
	物件	物件	
	機械工作物	機械工作物	
	営業補償・特殊補償	営業補償・特殊補償	
	事業損失	事業損失	
	補償関連	補償関連	
	総合補償	総合補償	
	不動産鑑定業者	不動産鑑定	要
	土地家屋調査士	登記手続等	要
	司法書士		要
計量証明	振動加速度レベル	振動加速度レベル	要
	濃度	濃度	要
	音圧レベル	音圧レベル	要
	特定濃度	特定濃度	要
作業環境測定	作業環境測定機関	作業環境測定	要
気象予報	気象予報業務	気象予報	要